

会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）募集要項

職名（職種）	札幌市会計年度任用職員 （スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。））
採用予定人数	若干名
職務内容	SSW 1 問題を抱える児童生徒がおかれた様々な環境の把握と働きかけ 2 福祉機関等の関係機関及び団体等とのネットワークの構築並びに連絡・調整 3 学校における組織対応への参画及び支援並びに諸生徒指導関係の会議への参加 4 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供及び研修 5 教育委員会及び学校が主催する研修会並びに関係機関の要請を受け教育委員会が認めた研修会等の講師または参加 6 その他、児童生徒の支援等に関し、教育委員会において適当と認められるもの
応募資格	次のいずれかに該当する方 ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者 地方公務員法第 16 条に規定される下記いずれかに該当する方は応募できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	児童生徒に関して専門的な知識及び経験のある方
任用期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※採用後、1 か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、翌々年度まで再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市教育委員会（札幌市中央区北 2 条西 2 丁目）
勤務所属	札幌市教育委員会学校教育部
勤務日・時間	・勤務日：(1) A 区分 1 週間当たり 4 日（曜日は月曜日から金曜日までの間で所属長が定める。） (2) B 区分 1 週間当たり 5 日（月曜日から金曜日まで） ・休日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日 ・勤務時間：1 週間当たり 3 0 時間とし、1 日当たりの割振りは上記 1 に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるとおりとする。 (1) A 区分（7 時間 3 0 分） 8 時 4 5 分から 1 7 時 0 0 分まで (2) B 区分（6 時間） 勤務時間帯は次のいずれかから所属長が定める。 ア A 勤務 9 時 0 0 分から 1 5 時 4 5 分まで イ B 勤務 1 0 時 1 5 分から 1 7 時 0 0 分まで ・休憩時間：1 2 時 1 5 分から 1 3 時 0 0 分までの 4 5 分 ※時間外勤務を命ずる場合あり
報酬	月額 189,829 円（地域手当を含む）（通勤手当は別途支給） ※専門職給料表に基づき支給。1 年ごとに昇給あり。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有（支給要件有）
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則 10 日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）

	※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募受付期間：令和6年4月1日～ ・面接日程：令和6年4月1日～随時実施 ・合否決定時期：令和6年4月1日～面接実施後 ・応募方法：上記の受付期間までに下記申込先にメールで連絡。メールが難しければ電話で連絡。 <p>※連絡後に、所定の履歴書様式を送付いたしますので、必要事項をご記入の上、面接時に持参してください。</p> <p>※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。</p> <p>※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>※なお、定員になり次第公募を締め切らせていただきます。</p> <p>【申込先（募集者）】</p> <p>札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課</p> <p>アドレス jidouseito@city.sapporo.jp</p> <p>Tel 011-211-3861</p>
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。